

# 独立行政法人国立高等専門学校機構研究活動における不正行為防止等に関する規則

独立行政法人国立高等専門学校機構規則第71号

制定 平成19年3月30日

一部改正 平成27年3月31日

一部改正 平成29年6月23日

## (目的)

第1条 この規則は、独立行政法人国立高等専門学校機構（以下「機構」という。）に所属する研究者等の研究活動における不正行為の通報制度を設けることにより、研究者等の研究倫理の保持及び向上に資することを目的とする。

## (定義)

第2条 この規則において「不正行為」とは、故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことにより、発表された研究成果の中に示されたデータや調査結果等に、次の各号の行為が含まれる場合をいう。

- 一 捏造 存在しないデータ、研究結果等を作成すること。
- 二 改ざん 研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。
- 三 盗用 他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を、当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること。

2 この規則において「悪意」とは、被通報者を陥れるため、又は被通報者が行う研究を妨害するため等、専ら被通報者に何らかの損害を与えることや被通報者が所属する組織等に不利益を与えることを目的とする意思をいう。

3 この規則において「研究者等」とは、機構に所属する教職員のうち職務として研究に携わる者（過去に携わっていた者を含む。）及び機構が設置する各国立高等専門学校（以下「学校」という。）等（機構本部を含む。）の施設・設備を利用して研究する者（過去に利用して研究した者を含む。）をいう。

## (遵守事項)

第3条 研究者等は、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

- 一 不正行為を行わないこと。
- 二 不正行為に加担しないこと。
- 三 第三者に対して不正行為をさせないこと。

2 研究者等は、研究成果の証拠となる必要最低限の資料（実験・観察ノート等の記録媒体、実験試料・試薬などをいう。）の保存を行わなくてはならない。この場合の資料は、当該資料をもとに得た研究成果の発表から5年間保存するものとし、必要がある場合は開示しなければならない。

（研究倫理統括者）

第4条 機構に研究倫理統括者（以下「統括者」という。）を置く。

- 2 統括者は、総務担当理事をもって充てる。
- 3 統括者を補佐するため、機構に研究倫理副統括者を置き、理事長が指名する理事をもって充てる。

（研究倫理教育責任者）

第5条 学校等において、不正行為を事前に防止し、公正な研究活動を推進するために、研究者等に求められる倫理規範を修得等させるための教育（以下「研究倫理教育」という。）について実質的な責任と権限を持つ者として研究倫理教育責任者を置き、当該学校の長（機構本部にあっては、事務局長）をもって充てる。

2 研究倫理教育責任者は、研究者等をはじめ広く研究活動に関わる者を対象に定期的に研究倫理教育を実施する。

（受付窓口）

第6条 統括者は、研究活動上の不正行為に係る通報、告発等（以下「通報等」という。）に対応するため、機構に受付窓口を設置する。

（研究上の不正行為の通報等）

第7条 研究者等の機構における研究活動にかかる不正行為を発見した者、又は不正行為があると思慮する者は、受付窓口に対して不正行為の通報等を書面、電話、FAX、電

子メール及び面談等によって行うことができる。

(通報等の受理等)

第8条 受付窓口は、前条の通報等があったときは、その内容を確認して統括者に報告するものとする。

- 2 統括者は、前項の報告を受けたときは、当該通報等が顕名により行われ、不正行為を行ったとする研究者等・グループの不正行為の態様等、事案の内容が明示され、かつ、不正とする科学的な合理性のある理由が示されていると認められるものは受理を決定し、当該通報等を行った者（以下「通報者」という。）に通知する。また、当該通報等が悪意のものであったと認めるときは、当該通報者に対し必要な措置を講ずるものとする。
- 3 前項において、匿名による通報等があった場合又は他機関、学会等の科学コミュニティや報道により不正行為の指摘があった場合又は不正行為の疑いがインターネット上に掲載されている（不正行為を行ったとする研究者等・グループ、不正行為の態様等、事案の内容が明示され、かつ不正とする科学的な合理性のある理由が示されている場合に限る。）ことを、当該不正行為を指摘された研究者等が所属する学校等が確認した場合においても内容に応じて顕名の通報等があった場合に準じた取扱いをすることができる。
- 4 他機関から、機構が調査を行うべき機関として通報等が回付された場合は、機構に通報等があったものとして当該通報等を取扱う。
- 5 統括者は、通報等の内容が、機構が調査を行うべき機関に該当しないと判断した場合は、速やかに該当する機関等に当該通報等を回付するとともに、その旨、通報者に通知する。
- 6 統括者は、第2項の規定により通報等の受理を決定したときは、研究者等に対し、それらが保有する資料の保全を命ずることができる。
- 7 通報等の受理決定後、通報者は調査結果が公表されるまでの間、通報内容等の調査に関する秘密を漏らしてはならない。

(予備調査委員会の設置等)

第9条 統括者は、前条第2項の規定により通報等の受理を決定したときは、被通報者が所属する学校等に予備調査委員会を設置する。

- 2 予備調査委員会は、第15条に規定する調査（以下「本調査」という。）の必要性の有無を判断するための調査（以下「予備調査」という。）を行う。
- 3 予備調査委員会は、委員長及び委員若干名から組織するものとし、委員長は原則として当該学校等の長（機構本部にあっては、事務局長）とし、委員は研究者等のうちから委員長の推薦に基づき、統括者が指名する。
- 4 前項において、当該学校等の長が予備調査委員会の委員長となり得ない場合には、統括者が委員長を指名する。
- 5 予備調査委員会は委員長が召集する。
- 6 予備調査委員会の事務は、原則として当該学校総務担当課（機構本部にあっては、研究推進室）において行う。

（予備調査の通知等）

第10条 統括者は予備調査委員会を設置したときは、通報者及び被通報者に対し予備調査の開始並びに予備調査委員会の委員長及び委員の氏名を通知する。

- 2 通報者及び被通報者は、前項の規定により通知を受けた委員長又は委員の指名に不服があるときは、前項の通知を受けた日から7日を経過する日までに不服申立書を統括者に提出することができる。
- 3 統括者は、前項の規定による不服申立書を受理したときは、内容を審査しその内容が妥当であると判断したときは、当該通報等に係る委員長又は委員を交代させるものとする。

（予備調査）

第11条 委員長は前条第2項に規定する期間を経過したときは、直ちに予備調査委員会を召集し、通報等の内容の合理性、調査可能性等について予備調査を開始しなければならない。

- 2 予備調査は、第8条第6項の規定により保全された資料若しくは自ら収集した資料を精査し、又は研究者等から事情聴取することにより行う。
- 3 予備調査委員会は、予備調査を開始した日から原則として30日を経過する日までに予備調査を終了し、その結果を書面にて通報者及び被通報者に通知するものとする。
- 4 予備調査委員会は、予備調査を開始した日から原則として60日を経過する日までに

予備調査の概要、本調査の必要性の有無についての判断根拠等を記載した予備調査結果報告書を作成し、統括者に提出しなければならない。

(予備調査の報告)

第12条 統括者は、前条第4項の規定による予備調査委員会から本調査の必要性が認められたとの報告を受けたときは、速やかに理事長へ報告する。

2 統括者は、前条第4項の規定による予備調査委員会から本調査の必要性が認められなかったとの報告を受けたときは、その旨を予備調査に関係した者に通知するとともに、理事長に報告する。

(調査委員会の設置)

第13条 理事長は、前条第1項の規定による報告を受けたときは、被通報者が所属する学校等に調査委員会を設置する。

2 調査委員会は、通報等の内容について研究上の不正行為があったかどうかの認定を行い、研究上の不正行為があったと認定したときは、当該研究上の不正行為にかかわる者の特定、当該研究上の不正行為の範囲の把握等を行う。

3 調査委員会は、委員長及び委員若干名から組織する。

4 調査委員会委員長及び委員は、研究者等及び機構以外の研究者のうちから理事長が任命するものとし、調査委員の半数以上を外部有識者で構成するものとする。

5 通報者及び被通報者と直接の利害関係を有する者は、委員となることができない。

6 調査委員会は、委員長が召集する。

7 調査委員会の事務は、被通報者が所属する学校総務担当課（機構本部にあっては、研究推進室）において行う。

8 統括者が前項によることが困難と判断する場合の取扱いについては、統括者が別に定める。

(調査の通知等)

第14条 理事長は、調査委員会を設置したときは、通報者及び被通報者に対し、調査の開始並びに委員長及び委員の氏名を通知する。

2 通報者及び被通報者は、前項の規定により通知を受けた委員長又は委員の指名に不服

があるときは、前項の通知を受けた日から7日を経過する日までに不服申立書を理事長に提出することができる。

- 3 理事長は、前項の規定による提出を受けたときは、内容を審査しその内容が妥当であると判断したときは、当該通報に係る委員長又は委員を交代させるものとする。

(調査)

第15条 委員長は、前条第2項に規定する期間を経過したときは、直ちに調査委員会を召集し、本調査実施決定から原則として30日以内に調査を開始しなければならない。

2 理事長は、本調査を行う旨を当該事案に係る配分機関等及び文部科学省に報告する。

3 調査は、予備調査結果報告書、不服申立書、通報された事案に係る研究活動に関する論文や実験・観察ノート、生データ等の各種資料の精査や、関係者のヒアリング、再実験の要請などにより行う。この際、被通報者の弁明の聴取を行う。

4 調査委員会は、前項の弁明において、被告発者が生データや実験・観察ノート、実験試料・試薬等の不存在など、本来存在すべき基本的な要素の不足により、証拠を示せない場合は、不正行為とみなすものとする。ただし、被告発者が善良な管理者の注意義務を履行していたにもかかわらず、その責によらない理由により、上記の基本的な要素を十分に示すことができなくなった場合等正当な理由があると認められる場合はこの限りではない。また、生データや実験・観察ノート、実験試料・試薬等の不存在などが、各研究分野の特性に応じた合理的な保存期間を超えることによるものである場合についても同様とする。

5 告発された不正行為が行われた可能性を調査するために、調査委員会が再実験などにより再現性を示すことを被告発者に求める場合、又は被告発者自らの意思によりそれを申し出て調査委員会がその必要性を認める場合は、それに要する期間及び機会（機器、経費等を含む。）に関し機構により合理的に必要と判断される範囲内において、調査委員会の指導・監督の下に、これを行う。

第16条 調査委員会は、調査を開始した日から原則として150日を経過する日までに次の各号に掲げる事項の認定を行うとともに、これを含んだ当該調査の結果を統括者に報告する。

- 一 研究活動上の不正行為が行われたか否か

二 研究活動上の不正行為が行われたと認定したときは、その内容、不正行為に関与した者とその関与の度合、不正行為と認定された研究に係る論文等の各著者の当該論文等及び当該研究における役割

三 研究活動上の不正行為が行われていないと認定したときは、あわせて告発が悪意に基づくものであったか否か

(調査結果の通知)

第17条 統括者は前条の調査の結果を速やかに通報者及び被通報者（被通報者以外で研究活動上の不正行為に関与したと認定された者を含む。以下同じ。）並びに理事長及び被通報者が所属する学校長に通知する。

2 理事長は、当該調査の結果を文部科学省に通知する。

3 理事長は、当該事案に係る研究が他機関からの資金配分を受けて行われたものであるときは、当該資金配分機関に対しても当該調査の結果を通知する。

4 統括者は、前条の調査の結果、当該通報等が悪意に基づくものであると認定されたときは、通報者が所属する学校長（他機関に所属する者であるときは、当該他機関の長）に通知する。

(不服申立)

第18条 第16条の調査の結果、研究活動上の不正行為が行われたと認定された被通報者は、前条第1項の通知を受けてから30日以内に、統括者に対し不服申立をすることができる。

2 第16条の調査の結果、当該通報等が悪意に基づくものと認定された通報者（被通報者の不服申立により次条の規定による再調査の結果、悪意に基づく通報等と認定された者を含む。）は、前条第1項の通知を受けてから30日以内に、統括者に対し、不服申立をすることができる。

3 前2項の場合において、当該不服申立をする者は、前条第1項の通知を受けてから30日の期間内であっても同一理由による不服申立てを繰り返すことはできない。

4 統括者は、第1項の不服申立を受けたときは、その旨を通報者に通知し、及び当該事案に係る研究が他機関からの配分を受けて行われたものであるときは、当該資金配分機関及び文部科学省に対してもその旨を通知する。

- 5 統括者は、第2項の不服申立を受けたときは、通報者が所属する校長及び被通報者に通知し、及び通報者が他機関に所属する者であるときは当該他機関の長に、当該事案に係る研究が他機関からの資金配分を受けて行われたものであるときは、当該資金配分機関及び文部科学省に対してもその旨を通知する。

(不服申立の審査及び再調査)

第19条 統括者は、前条第1項又は第2項の不服申立を受けたときは、当該調査を行った調査委員会に不服申立の審査を行わせる。ただし、不服申立の趣旨が、調査委員会の構成等、その公正性に関わるものである場合において統括者が必要と認めるときは、当該調査委員会の委員を交代させ、又は新たに調査委員会を設置するものとする。

- 2 前項の審査においては、不服申立の趣旨、理由等を勘案し、当該事案の再調査を行うか否かを速やかに審査し、その結果を速やかに統括者に報告する。

- 3 統括者は、被通報者及び通報者に前項の審査の結果を通知する。この場合において、再調査を行う決定を行ったときは、被通報者に対し、第16条の調査結果を覆すに足る資料の提出その他当該事案の速やかな解決に必要な協力を求めるものとし、被通報者が必要な協力を行わないときは、当該調査を行わず、又は打ち切ることができる。

- 4 調査委員会が再調査を開始した場合は、当該不服申立を受けた日から原則として50日（前条第2項の不服申立の場合にあっては30日）以内に調査結果を統括者に報告する。

- 5 統括者は、前項による調査結果の報告を受けた場合には、速やかに理事長に報告する。

- 6 第17条各項の規定は、前項の調査結果の通知に準用する。この場合において同条第1項及び第4項の規定中「前条」とあるのは「前項」と読み替える。

第20条 第15条から前条までに定めるもののほか、調査委員会が行う本調査及び不服申立の審査に関し必要な事項は、調査委員会の議を経て統括者が定める。

(調査結果の公表等)

第21条 統括者は、第16条又は第19条第4項の調査委員会の調査結果の報告（以下「調査結果の報告」という。）において、研究活動上の不正行為が行われた旨の報告を受

けた場合は、次の事項を公表するものとする。

- 一 研究活動上の不正行為に関与した者の所属及び氏名
- 二 研究活動上の不正行為の内容
- 三 統括者又は調査委員会が公表時までに行った措置の内容
- 四 調査委員会委員の所属及び氏名
- 五 調査の方法、手順等
- 六 その他必要と認める事項

- 2 統括者は、調査結果の報告において、研究活動上の不正行為が行われていない旨の報告を受けた場合は、原則として、調査結果の公表は行わないものとする。ただし、公表までに調査事案が外部に洩出していた場合及び論文等に故意によるものでない誤りがあった場合は、調査結果を公表する。この場合において公表する内容は、不正行為は行われていないこと（論文等に故意によるものではない誤りがあった場合は、そのことを含む。）、被通報者の所属及び氏名、調査委員会委員の所属及び氏名、調査の方法、手順等とする。
- 3 統括者は、調査結果の報告において、当該通報等が悪意によるものである旨の報告を受けた場合は、通報者の所属及び氏名を公表する。
- 4 統括者は、前3項の場合において、第16条の調査結果に基づく公表を行うときは第18条第1項の規定による不服申立の期間等を考慮して行うものとする。
- 5 統括者は、当該公表する内容に学生の氏名等が含まれているときは、当該事案に応じて適切な配慮を行わなければならない。

第22条 理事長は、第17条第1項又は第19条第5項に基づく統括者からの調査結果の報告（以下「統括者からの報告」という。）において、研究活動上の不正行為が行われた旨の報告を受けた場合は、懲戒審査委員会の設置及び当該研究上の不正行為に係る研究成果物等の修正勧告等の適切な措置を講ずるものとする。

- 2 理事長は、統括者からの報告において、研究上の不正行為があったと認められなかったときは、その旨を調査に関係した者に通知するとともに、必要に応じて被通報者の不利益発生防止のための措置を講ずるものとする。
- 3 理事長は、統括者からの報告に基づき、通報等が悪意に基づくものと認めるときは、当該通報者に対し必要な措置を講ずるものとする。

(調査中における一時的措置)

第23条 統括者は、第15条の本調査を行うことを決定したときは、第16条の調査結果の報告を受けるまでの間、当該通報等をされた研究に係る研究費の執行の停止その他必要な措置を講じることを理事長、当該学校等の長その他関係者に求めることができる。

(研究者等以外の者への協力依頼)

第24条 次の各号に掲げる者(以下この条において「統括者等」という。)は、それぞれ当該各号に掲げる事項について研究者等以外の者に依頼することができる。

- 一 統括者 第8条第6項の規定による資料の保全
- 二 予備調査委員会委員長 第11条第2項の規定による事情聴取
- 三 調査委員会委員長 第15条第3項の規定による弁明の聴取

2 前項の場合において、統括者等は前項の規定による依頼とあわせて次条及び第26条に規定する事項について協力を要請するものとする。

(被通報者に不利益をもたらす行為の禁止)

第25条 研究者等は、理事長が第22条第1項及び第3項の規定に基づき講ずる措置を除き、被通報者又は通報等が悪意に基づくものと認定された通報者に不利益をもたらす行為をしてはならない。

(協力義務)

第26条 研究者等は、予備調査委員会及び調査委員会の調査等に誠実に協力しなければならない。

(守秘義務)

第27条 研究者等はこの規則に規定する研究上の不正行為の調査等に関して知ることのできた秘密を漏らしてはならない。

(雑則)

第28条 この規則に定めのある場合のほか、機構における研究活動における不正行為の防止については、平成26年8月26日文科科学大臣決定「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に準じて行う。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成19年3月30日から施行する。

附 則 (平成27年3月31日一部改正)

この規則は、平成27年3月31日から施行する。

附 則 (平成29年4月1日一部改正)

この規則は、平成29年6月23日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

